

## 2026年度 東北大学基金「土井美和子情報科学奨学金」募集要項

### 1 「土井美和子情報科学奨学金」設立の経緯と目的

東北大学では、多くの皆様からご協力いただいた本学「創立100周年記念事業募金」を原資として、2008年4月に「東北大学基金」を創設しました。本基金は、本学における教育研究環境及び社会貢献活動の整備充実を図るため、指導的人材の養成、世界最高水準の研究成果の創出及び社会貢献を実現し、もって人類社会の発展に資することを目的としており、「人材の育成」と「研究成果の還元」という本学の使命を果たすための大きな支えとなっています。

この度、本学理事の土井美和子氏からのご寄附を受け、東北大学基金に「土井美和子情報科学奨学金」を設立することといたしました。土井美和子氏は、1979年に東京大学大学院修士課程修了後、同年、(株)東芝に入社、2002年には東京大学から博士(工学)の学位を授与され、(株)東芝研究開発センターヒューマンセントリックラボラトリー技監、同研究開発センター技監、首席技監を経て、2020年4月から東北大学理事(非常勤、データ戦略・社会共創)に就任されています。「ヒューマンインタフェース」を専門分野とし、日本語ワープロ、機械翻訳、電子出版、CG、VR、ジェスチャインタフェース、道案内サービス、ウェアラブルコンピュータ、モバイルEC、ネットワークロボットの研究開発に従事され、「情報通信月間」総務大臣表彰(2012)、文部科学大臣表彰科学技術賞(2014)など数多くの表彰を受賞されています。

本学に在籍する意欲と能力に溢れる優秀な学生に対し、「土井美和子情報科学奨学金」を給付することにより経済的支援を行い、情報科学の分野で社会に貢献できる学生及び研究者を育成します。

### 2 奨学生の資格

本奨学金の受給を受けることができる学生は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 本学の情報科学分野の大学院前期・修士課程に在学する者。
- (2) 学業成績、人物ともに優れている者。

### 3 奨学生の採用予定人数

1人

### 4 奨学金の支給額及び振込口座

- (1) 奨学金の支給額は、月額5万円とする。
- (2) 奨学金は、奨学生の採用決定後に、本学から奨学生本人名義の口座に当該年度分60万円を一括で振り込むこととする。
- (3) 本奨学金は、給付奨学金であり、返済を要しない。

### 5 奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### 6 応募手続き

奨学生に応募する者は、別に定める奨学金申請書類を所属する部局長（以下「部局長」という。）に提出する。

#### 7 応募締切

2026年6月10日（水）

※情報科学研究科の応募期間

2026年5月1日（金）～5月29日（金）16:00

※書類の受付可能時間帯 9:00～12:00,13:00～16:00（平日のみ）

#### 8 奨学生の選出

奨学生の選出は、2の奨学生の資格を満たす奨学生を志望する学生のうちから、学生の在籍する部局長が採用候補者を選出し、別に定める期限までに総長に推薦する。

#### 9 奨学生の決定

総長は、部局長から推薦された採用候補者のうち奨学生として採用する者を決定し、奨学金受給者決定通知書により部局長及び採用者に通知する。

#### 10 奨学生の採用決定後について

奨学生は、採用決定後の翌年3月31日までに、奨学金の活用等に関する簡単な報告を作成すること。

#### 11 支給の取消

(1) 奨学生が次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、それ以後の奨学金の支給を取り消すものとする。

- ① 退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合
- ② 除籍された場合
- ③ 死亡した場合
- ④ 2の資格を満たさなくなった場合
- ⑤ 奨学生本人から辞退の申し出があった場合
- ⑥ 学業成績が著しく不良であると認められた場合
- ⑦ その他総長が奨学金の支給を取り消すに足る事由があると判断した場合

(2) 奨学生は、11（1）に掲げる場合のいずれかに該当して奨学金の支給を取り消された場合において既に当該期間分の奨学金の振り込みを受けていたときは、奨学金の支給の取り消しの事由が生じた日から起算して、その残月数に奨学金の月額を乗じた額を返納しなければならない。ただし、総長が返納を要しないと判断した場合は、この限りではない。

#### 12 支給の停止

(1) 奨学生が奨学金の支給期間に休学した場合には、休学の開始日が属する月以降の奨学金の支給を停止する。

(2) 奨学生は12（1）により奨学金の支給を停止された場合において既に当該期間分の奨学金の振り込みを受けていたときは、休学の開始の日が属する月以降の月数に奨学金月額を乗じた金額を返納しなければならない。

### 1 3 支給の停止解除

総長は、1 2 (1) により奨学金の支給を停止された奨学生が復学した場合には、当該奨学生の奨学金の支給の停止を解除し、5 の期間まで支給するものとする。

### 1 4 欠員の補充

支給の取消、支給の停止及び支給が継続されなかったことにより奨学生に欠員が生じた場合には、欠員の補充は行わないものとする。

**【担当】**

教育・学生支援部学生支援課経済支援係

tel:795-7816 fax:795-7771

e-mail:shogaku@grp.tohoku.ac.jp